

就職差別につながるとされる 14項目

項 目	な ぜ い け ない か
① 戸籍謄（抄）本提出	<p>○本籍，特にくわしい家族関係を知ることは，本人の能力，適性及び意欲に全く無関係であって差別につながる。</p> <p>昭和 51 年 6 月 1 日戸籍法の一部改正により， 明治 31 年の戸籍法改正以来の「公開の原則」は人権尊重を重視する立場から大幅に修正された。</p>
② 社用紙（企業独自のもの）の使用 ③ 身元（家庭）調査 ④ 家族の職業，家族の続柄，家族の健康 ⑤ 家族の地位，学歴，収入 ⑥ 家族の資産 ⑦ 住居状況（部屋数，間取りなど）	<p>○労働者は労働の対価として賃金を受けるものであって，労働力を提供しても決して人格（人権の主体）を売り渡すものではない。したがって応募者・受験者の職務能力それ自身が問題であって，家庭環境や家族の職業，財産の有無などは，採用選考に際しては不要なものである。</p>
⑧ 宗 教	<p>○信教の自由は憲法で保障されている。特定の宗派を敬遠することは憲法第 20 条「信教の自由」に違反する。</p>
⑨ 支持政党	<p>○憲法第 19 条「思想及び良心の自由」第 21 条「集会，結社及び言論出版，その他一切の表現の自由」「通信の秘密」に違反する。</p>
⑩ 生活信条	<p>○憲法第 14 条「法の下での平等」に違反する。</p>
⑪ 尊敬する人物	<p>○尊敬する人物を通して思想や生活信条等を調査することになる。</p>
⑫ 思 想	<p>○憲法第 19 条「思想及び良心の自由」に違反する。</p> <p>以上⑧～⑫までは憲法に定められた市民的権利を侵害し，無用の不安を与え偏見を強いるものといえる。</p>
⑬ 本籍，生まれ育った場所	<p>○同和関係者などの出身者を排除しようとする意図がうかがわれ，「部落地名総鑑」などの利用にみられる社会の差別性とも深くかかわる。</p>
⑭ 生活環境に関する作文（生いたち，私の家庭，父・母を語るなど）	<p>○作文を通じて①～⑬の項目を調査することになる。基本的人権を侵害する結果を招く。</p>